

# 自動車取得税

## 1. 自動車取得税とは

### (1) 自動車の取得の際に課税される普通税

- ① 自動車取得税は、自動車の取得に対して、その取得者に課されるものです。
- ② 自動車の使用と道路損傷との密接な関連に着目し、その税収入を道路の整備費に充てるものとした道府県目的税でしたが、平成21年度から使途制限を廃止し普通税に移行されました。

### (2) 昭和43年に道路目的税として創設

### (3) 課税の根拠・趣旨（一般財源化）

道路等の行政サービスから得る受益に着目するとともに環境への配慮の必要性を考慮。

### (4) 消費税率10%への引上時に廃止される（平成31年10月）

## 2. 課税要件等

### (1) 課税団体（法113）

自動車の取得に対し、その自動車の主たる定置場所在の都道府県において課税します。

- ☞ 主たる定置場とは、自動車を使用しないときに、主として自動車を止めて置く場所をいいます。

## 自動車取得税

### (2) 課税対象（課税の客体）（法113）

- ① 自動車取得税の課税客体は、自動車の取得です。

「自動車の取得」とは、自動車の所有権の取得をいいますが、自動車製造業者の製造による自動車の取得や販売業者の販売のための自動車の取得などは含みません。

- ② 対象となる自動車は、道路運送車両法に規定する自動車のうち普通自動車、三輪以上の小型自動車・二輪以外の軽自動車で、新車、中古車の別を問いません。

なお、自動車に付加して一体となっているもの、たとえばラジオやクーラーなど自動車の付属物等も含まれます。

### (3) 納税義務者（法113、114）

自動車の取得者に課税されます。この場合の取得者とは、原則として、自動車の所有権の取得者をいいます。

なお、割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主を自動車の取得者とみなして課税します。

### (4) 非課税等（法115）

国及び地方公共団体の自動車の取得や相続にもとづく自動車の取得などの形式的移転の場合等においては、自動車取得税は課税されません。

また、外交官の取得する自動車なども課税されません。

（参考）

東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税措置等の概要（法附52）		
非課税	(1) 東日本大震災により滅失・損壊した被災自動車の所有者その他政令で定める者が、被災自動車の代わりとして道府県知事が認めた代替自動車を取得した場合には、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該代替自動車の取得は非課税となる。 (2) 対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者その他政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車の取得をした場合においては、当該取得が同日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該代替自動車の取得は非課税となる。	納税義務の免除 対象区域内自動車の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者その他政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、他の自動車を取得した後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する徴収金に係る納税義務が免除される。

## (5) 課税標準（法118）

課税標準は、自動車の実際の取得価額です。

ただし、自動車が無償で取得した場合や親族などから著しく低い価格で取得した場合等には、総務省が定める通常の取引額で算定します。なお、平成31年9月30日までは取得価額が50万円以下のときに課税されません。

また、低公害車、排出ガス性能及び燃費性能の優れた新車以外の自動車を平成29年4月1日から平成31年3月31日等までに取得した場合には、取得価額から次の特例措置の適用があります（法附12の2の4①～⑤）。

## 【新車新規登録時以外の特例措置】

軽 減 対 象 車	取得価額からの控除額	
	H29年度	H30年度
① 電気自動車（燃料電池自動車を含む）	45万円	45万円
② 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準NO <sub>x</sub> 10%低減又は平成30年排出ガス基準適合）	45万円	45万円
③ プラグインハイブリッド自動車	45万円	45万円
④ クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合）	45万円	45万円
⑤ ガソリン車（ハイブリッド車を含む。）		
(A) 乗用車		
a) 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成		
かつ平成32年度燃費基準+40%達成	45万円	45万円
かつ平成32年度燃費基準+30%達成	45万円	35万円
かつ平成32年度燃費基準+20%達成	25万円	25万円
かつ平成32年度燃費基準+10%達成	15万円	15万円
かつ平成32年度燃費基準達成	5万円	5万円
かつ平成27年度燃費基準+20%達成	5万円	
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	5万円	
b) 平成17年排出ガス基準75%低減達成（JC08モード法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車）		
かつ平成22年度燃費基準+110%達成	45万円	45万円
かつ平成22年度燃費基準+95%達成	45万円	35万円
かつ平成22年度燃費基準+80%達成	25万円	25万円
かつ平成22年度燃費基準+65%達成	15万円	15万円
かつ平成22年度燃費基準+50%達成	5万円	5万円
かつ平成22年度燃費基準+38%達成	5万円	
(B) 車両総重量2.5t以下（下記a）はバス・トラック、bはトラック）		

## 自動車取得税

a) 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成		
かつ平成27年度燃費基準+25%達成	45万円	45万円
かつ平成27年度燃費基準+20%達成	35万円	35万円
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	25万円	25万円
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	15万円	15万円
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	5万円	5万円
b) 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (JC08モード法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車)		
かつ平成22年度燃費基準+57%達成	45万円	45万円
かつ平成22年度燃費基準+50%達成	35万円	35万円
かつ平成22年度燃費基準+44%達成	25万円	25万円
かつ平成22年度燃費基準+38%達成	15万円	15万円
かつ平成22年度燃費基準+32%達成	5万円	5万円
(C) 車両総重量2.5t超3.5t以下 (バス・トラック)		
a) 平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成		
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	45万円	45万円
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	35万円	35万円
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	25万円	25万円
かつ平成27年度燃費基準達成	15万円	15万円
b) 平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成		
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	35万円	35万円
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	25万円	25万円
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	15万円	15万円
⑥ 石油ガス自動車 (乗用車)		
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成		
かつ平成32年度燃費基準+40%達成	45万円	45万円
かつ平成32年度燃費基準+30%達成	45万円	35万円
かつ平成32年度燃費基準+20%達成	25万円	25万円
かつ平成32年度燃費基準+10%達成	15万円	15万円
かつ平成32年度燃費基準達成	5万円	5万円
⑦ ディーゼル車 (ハイブリッド車に限る。バス、トラック)		
車両総重量3.5t超 (重量車)		
平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NO <sub>x</sub> ・PM10%低減達成		
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	45万円	45万円
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	35万円	35万円
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	25万円	25万円
かつ平成27年度燃費基準達成	15万円	15万円

(注) 上記表中の斜線部分については、控除額の適用がありません。

## (6) 免税点（法120、法附12の2の3）

課税標準額が15万円未満の場合は課税されないのが原則ですが、自動車の取得が平成31年9月30日までに行われた場合には、課税標準額が50万円未満の場合には課税されません。

## (7) 税率（法119）

- ① 自家用自動車は3%、営業用自動車・軽自動車は2%です。
- ② 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車（新車に限る。）を平成29年4月1日から平成31年3月31日までに取得した場合には、新車の特例措置（税率軽減等）があります（法附12の2②、12の2の2②～⑧）。

## 【新車新規登録時】

軽減対象車	軽減率		自家用		営業用	
	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
① 電気自動車（燃料電池自動車を含む）	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
② 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準NO <sub>x</sub> 10%低減又は平成30年排出ガス基準適合）	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
③ プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
④ クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合）	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
⑤ ガソリン車（ハイブリッド車を含む）						
(A) 乗用車						
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成（☆☆☆☆）						
かつ平成32年度燃費基準+40%達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
かつ平成32年度燃費基準+30%達成	非課税	80%軽減	非課税	0.6%	非課税	0.4%
かつ平成32年度燃費基準+20%達成	60%軽減	60%軽減	1.2%	1.2%	0.8%	0.8%
かつ平成32年度燃費基準+10%達成	40%軽減	40%軽減	1.8%	1.8%	1.2%	1.2%
かつ平成32年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減	2.4%	2.4%	1.6%	1.6%
かつ平成27年度燃費基準+20%達成	20%軽減		2.4%		1.6%	
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	20%軽減		2.4%		1.6%	
(B) 車両総重量2.5t以下（バス・トラック）						
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成（☆☆☆☆）						
かつ平成27年度燃費基準+25%達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+20%達成	80%軽減	80%軽減	0.6%	0.6%	0.4%	0.4%
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	60%軽減	60%軽減	1.2%	1.2%	0.8%	0.8%
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	40%軽減	40%軽減	1.8%	1.8%	1.2%	1.2%
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	20%軽減	20%軽減	2.4%	2.4%	1.6%	1.6%

## 自動車取得税

(C) 車両総重量2.5t超3.5t以下（バス・トラック）							
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成							
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	75%軽減	0.75%	0.75%	0.5%	0.5%	
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	50%軽減	50%軽減	1.5%	1.5%	1%	1%	
かつ平成27年度燃費基準達成	25%軽減	25%軽減	2.25%	2.25%	1.5%	1.5%	
平成30年排出ガス基準25%低減達成又は平成17年排出ガス基準50%低減達成							
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	75%軽減	75%軽減	0.75%	0.75%	0.5%	0.5%	
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	50%軽減	50%軽減	1.5%	1.5%	1%	1%	
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	25%軽減	25%軽減	2.25%	2.25%	1.5%	1.5%	
⑥ 石油ガス自動車（乗用車）							
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出基準75%低減達成							
かつ平成32年燃費基準+40%達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
かつ平成32年燃費基準+30%達成	非課税	80%軽減	非課税	0.6%	非課税	0.4%	
かつ平成32年燃費基準+20%達成	60%軽減	60%軽減	1.2%	1.2%	0.8%	0.8%	
かつ平成32年燃費基準+10%達成	40%軽減	40%軽減	1.8%	1.8%	1.2%	1.2%	
かつ平成32年燃費基準達成	20%軽減	20%軽減	2.4%	2.4%	1.6%	1.6%	
⑦ ディーゼル車（ハイブリッド車を含む）							
(A) 車両総重量2.5tを超え3.5t以下のバス・トラック							
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NO <sub>x</sub> ・PM10%低減達成							
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	75%軽減	0.75%	0.75%	0.5%	0.5%	
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	50%軽減	50%軽減	1.5%	1.5%	1%	1%	
かつ平成27年度燃費基準達成	25%軽減	25%軽減	2.25%	2.25%	1.5%	1.5%	
平成21年排出ガス基準適合							
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	75%軽減	75%軽減	0.75%	0.75%	0.5%	0.5%	
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	50%軽減	50%軽減	1.5%	1.5%	1%	1%	
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	25%軽減	25%軽減	2.25%	2.25%	1.5%	1.5%	
(B) 車両総重量3.5t超のバス・トラック							
平成28年排出ガス基準達成又は平成21年排出ガス基準NO <sub>x</sub> ・PM10%低減達成							
かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
かつ平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	75%軽減	0.75%	0.75%	0.5%	0.5%	
かつ平成27年度燃費基準+5%達成	50%軽減	50%軽減	1.5%	1.5%	1%	1%	
かつ平成27年度燃費基準以上達成	25%軽減	25%軽減	2.25%	2.25%	1.5%	1.5%	

③ その他、一定の要件を満たした路線バス等について、取得価額から一定の金額を控除する措置があります。

一定の要件を満たした路線バス等とは、次の車で、新規登録を受けるものの取得が平成31年3月31日までに行われたときは、取得価額からの控除があります（法附12の2の4⑥～⑫）。

自動車取得税

対象・要件		取得時期	取得価額からの控除額
バリアフリー車両	ノンステップバス (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するものに限る。)	平成29年4月1日～平成31年3月31日	1,000万円
	リフト付きバス (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するものに限る。)		乗車定員30人以上650万円 乗車定員30人未満200万円
	ユニバーサルデザインタクシー (一般乗用旅客自動車運送事業者が導入するものに限る。)		100万円
衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置のいずれをも備えるもの	車両総重量5t以下の乗車定員が10人以上のバス又は乗用車(以下「バス等」という)	平成30年4月1日～平成31年3月31日	525万円
車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもの	車両総重量5t超12t以下のバス等		
		車両総重量3.5t超8t以下のトラック(トラクタ・トレーラーを除く)	平成30年4月1日～平成30年10月31日
	車両総重量8t超20t以下のトラック(トラクタ・トレーラーを除く)		
車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置のいずれをも備えるもの	車両総重量8t超20t以下のトラック(トラクタ・トレーラーを除く)	平成30年11月1日～平成31年3月31日	350万円
車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの	車両総重量20t超22t以下のトラック(トラクタ・トレーラーを除く)	平成29年4月1日～平成30年10月31日	
車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの	車両総重量5t以下のバス等	平成29年4月1日～平成31年3月31日	
	車両総重量5t超12t以下のバス等		
	車両総重量3.5t超8t以下のトラック(トラクタ・トレーラーを除く)	平成29年4月1日～平成30年10月31日	
車両総重量8t超20t以下のトラック(トラクタ・トレーラーを除く)			
車線逸脱警報装置を備えるもの	バス等又は車両総重量3.5t超22t以下のトラック(トラクタ・トレーラーを除く)	平成29年4月1日～平成31年3月31日	175万円
	車両重量8t超20t以下のトラック(トラクタ・トレーラーを除く)	平成29年4月1日～平成30年10月31日	

## 自動車取得税

### (8) 納税の方法

- ① 自動車取得税の納税は、申告納付により行われますが、納付の方法は、原則として証紙による納付によって行われます（法124）。
- ② 納付期限は次のとおりです（法122①）。
  - ア 道路運送車両法の規定による新規登録、新規検査または使用の届出がされる自動車の取得……登録、検査または届出の時
  - イ 道路運送車両法の規定による移転登録を受けるべき自動車の取得……移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に移転登録を受けたときは、その登録の時）
  - ウ 上記ア、イ以外で道路運送車両法の規定による自動車検査証の記入または同法施行規則の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得……記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に記入を受けたときは、その記入の日）
  - エ 上記以外の自動車の取得……取得の日から15日を経過する日

## 3. 事務の流れ

### (1) 申告書の受付、申告税額の徴収

自動車取得税の徴収は、申告納付の方法をとっています。

徴税の簡素化および納税者の便宜のため、運輸支局における登録や届出等の手続きの際に自動車取得税の申告納付を行うことによって、本税の課税関係事務は終了することになります。

申告書の記載事項、税額の点検を行い原則として申告書への証紙の貼付によって税金を徴収します。

例外として、条例の定めるところにより、証紙代金収納計器で表示する方法又は現金で納付する方法で徴収できます。

### (2) 不申告分の処理

申告データと国土交通省自動車登録システムからの情報との突合を行い、不適合分および不申告分の調査を行います。



### (3) 更正・決定

不足税額があるもの、あるいは申告のしょうように応じないものについて、更正・決定の処理を行います。

### (4) 減免の処理

課税団体の条例により、日本赤十字社の救急自動車の取得や構造上もっぱら下肢等障害者の使用する自動車の取得など一定の要件に該当する場合は、自動車取得税が減免されます。

減免は、納税者からの減免申請書の提出により行うものであり、調査の後減免の可否を決めます。

## 4. 自動車取得税の市町村（特別区を含む）への交付

都道府県は、自動車取得税額から徴税费相当額（5%）を差し引いた額の70%に相当する額を、市町村道の延長および面積に按分して市町村に交付します。

また、指定市を包括する道府県では、自動車取得税額から徴税费相当額を差し引いた額の30%に相当する額に、その道府県の区域内に存する一般国道および都道府県道の延長および面積に対する指定市の区域内に存するそれらの道路の延長および面積の占める割合により算出した額を、指定市に交付します（法143）。